

知っておこう！障がいのある人に関するマーク

あなたは以下のマークを見かけたことがあるでしょうか？これらのマークにはどのような意味が込められているかご存知ですか？



1



2



3



4



5



6



7



8



9

1 障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のマーク。

2 盲人のための国際シンボルマーク

視覚に障がいをもつ人のための世界共通のマーク。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物や設備、機器（信号機、音声案内装置、郵便物、書籍）などに付けられている。

3 身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることが免許条件になっている人が、運転する車に表示するマーク。表示は努力義務。

4 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることが免許条件になっている人が、運転する車に表示するマーク。表示は義務。

5 ほじょ犬マーク

「身体障害者補助犬法」啓発のためのマーク。本法において、公共の施設や交通機関・デパート・ホテルなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することを受け入れる義務がある。

6 耳マーク

提示者が聞こえが不自由であること、また、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。

7 オストメイト用設備／オストメイト

オストメイト（がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人）の為の設備（主にトイレ）があること及び提示者がオストメイトであることを表すマーク。

8 ハート・プラス マーク

提示者が、身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいのある人であることを表すマーク。

9 ヘルプマーク

義足や人工関節の使用者、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク。このマークを身につけた人を見かけた際は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば「何かお手伝いすることはありますか？」と声がけするなど、思いやりのある行動をとる必要がある。

いくつか知っていましたか？マークの意味を知らなければ、障がいのある方からのSOSを見逃してしまうかもしれません。私たち一人ひとりがこれらのマークの意味をしっかりと理解し、提示している人・場所を見かけたときには、状況にあった最適な配慮をできるようにしておくことが大切です。

リーフレット 障がいのある人の人権

障がい者とは？どんな障がいがあるの？

障害者基本法第2条では、**障害者の定義**を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**」としています。

障害の種類には、大きく分けて以下の3つがあります。

- ①**身体障害**：身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のこと。（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・言語障害など）
- ②**知的障害**：日常生活で読み書き計算などを行う際の知的行動に支障がある状態のこと。
- ③**精神障害**：脳及び心の機能や器質（臓器）の障害によって起きる精神疾患によって、日常生活に制約がある状態のこと。（うつ病、統合失調症、薬物依存症など）

日本に障がいのある人はどれくらいいるの？

令和2年版の障害者白書（内閣府）によると、日本には身体障害のある人約436万人、知的障害のある人約109万4千人、精神障害のある人約419万3千人が暮らしています。これは、**国民の約7.6%(およそ13.5人に1人)に何らかの障がいがある**ということになります。

障がいは生まれつきのものでなく、事故や病気、加齢などによる後天的なものも多くあります。つまり、**誰もが「障がいのある人になる」可能性をもっているのです。**

私たち一人ひとりが障がいと常に関わりをもって生きていることを忘れずに、他人事にならず、身近な人権問題として向き合う必要があります。

障がいのある人にはどんな障壁 (バリア)があるの？

物理面のバリア 交通機関や建物において車いす利用者等の歩行困難者、高齢者、妊婦等が移動する際に困難となるもの。 (例) 道路上の段差、建物の狭い出入口	制度面のバリア 障がいに対する配慮を欠いた法令や制度等。 (例) 障がいを理由とした就職・資格取得等の機会の不平等、公営住宅の入居制限
文化・情報面のバリア 情報を入手する際に遮ったり困難をもたらしたりするもの。 (例) 障がいのある人にとって必要な手段や案内(音声・点字・字幕など)がない社会	心理面のバリア 差別や無関心など社会の中にある、障がいのある人を受け入れない心。 (例) 無知・無関心による偏見や差別的な見方、憐み・同情

共生社会を実現するための法律 「障害者差別解消法」

平成28年(2016年)4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称「障害者差別解消法」)が公布・施行されました。

どんな法律なの？

障がいの有無に関わらず、全ての国民が「共に生きる」社会をつくるための法律

この世にあるすべての命は皆平等であり、かけがえのないものです。この当たり前の価値観を今一度社会全体で共有し、障がいがあってもなくても誰もが分け隔てられることなく、一人ひとりの人格と個性が尊重された差別のない社会をつくることを目的に、この法律ができました。

この法律で何が求められているの？

① 不当な差別的取扱いの禁止

役所や会社、店などが障がいのある人に対し、障がいをもっていることを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為を禁止しています。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・障がいを理由に店への入店を断る
- ・障がいを理由にアパートへの入居を断る
- ・不必要にも関わらず「介助者の同行を求め」などの条件を設ける など

② 合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの助けを求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会の中にあるバリアをなくすために必要かつ適当な心配りを行うことが求められています。

合理的配慮をせずに、障がいのある人の権利や利益が侵害される場合は「不当な差別的取扱い」に当たります。

【合理的配慮の例】

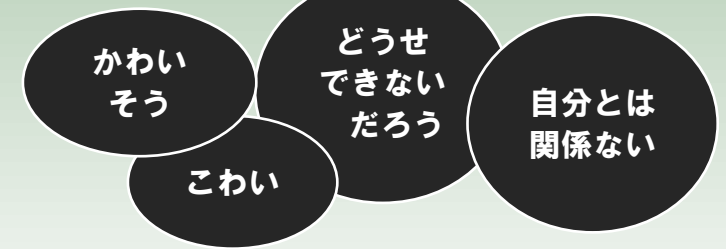
- ・車いす利用者に対し、店で高い所に陳列されている商品を取って渡す
- ・耳の不自由な人に対し、筆談や手話などでコミュニケーションをとる など

合理的配慮の難しさ

障がいのある人に対する合理的配慮では、障がいの種別や程度に加え、その状況の中で実行できる「最もふさわしい対応」が求められるため、完全な正解はありません。だからこそ、一人ひとりが相手の気持ちに寄り添い、理解しようとする姿勢が大切です。内閣府のホームページでは、合理的配慮の具体的事例を多数掲載しています。(「合理的配慮サーチ」で検索) 対応する際の参考にしてみましょう。

障がいのある人に対する差別を解消するために ~心のバリアフリーをめざして~

あなたは、障がいのある人のことを次のように考えてはいませんか？



このような考え方をされていて良いのでしょうか。障がいのある人に対する**偏見・差別は、私たち一人ひとりの「心理面のバリア」から生まれます**。物理面や制度面のバリアだけでなく、私たち一人ひとりがもっている心理面のバリアを取り除かなければ、すべての人が暮らしやすい社会をつくることはできません。

心のバリアフリーの実現は、私たち一人ひとりが**障がいや障がいをもつ当事者に「出会う」**ことから始まります。出会いが**障がいについて「正しく理解する」**ことにつながり、そこから私たちの偏見・差別の解消につながり、当事者が本当に必要としている支援や配慮が見えてくるのではないのでしょうか。

障がいのある人が差別されることなく、自身の能力を十分に発揮して生きていくことができるよう、私たち一人ひとりが「自分事」として受け止め、考えていくことが求められています。

※「障害」「障がい」の表記の違いについて
当係が作成する啓発資料等は、ひらがな表記とする。ただし、法令・条約等に規定されている用語や名称、団体・機関等の固有名称については漢字表記のままとする。

編集・発行

山ノ内町教育委員会人権政策室

町では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重のまちをつくることを目的に、今後も教育及び啓発を進めてまいります。ぜひ、町で開催する各種研修会・講座へ参加し、一人ひとりが人権学習に取り組みましょう。